

パブリックコメントに寄せられたご意見と市の考え方

令和3年11月25日から12月25日までの間、今回の計画案「見附市議会基本条例」のパブリックコメントを行い、1人から13件のご意見が寄せられましたので、その内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。

No.	ご意見の要旨	ご意見の具体的な内容	市の考え方（修正部分は赤字で表記）
1	本条例の立案の経緯、条例の概要及び逐条解説を公表すべき。	（1）議会ホームページでのパブリックコメントには条文しか掲載されていない上、本条例の検討過程については、議会ホームページや「議会だより」を見ても掲載されていない。立案の経緯を時系列で整理できるのではないかと。新潟県内では、ホームページで立案の経緯などを丁寧に情報公開を行っている自治体もある。見附市議会としても、こういう先進例を参考に情報公開するのが良い。	ご指摘のとおり、市議会ホームページに立案の経緯について公開します。
		（2）立案者が条例に込めた意図を明らかにするためには、「逐条解説」の作成と公表は必須と考える。	議会基本条例の施行に合わせて、市議会ホームページに逐条解説を公表する予定です。
2	条文中の表記に「揺れ」が見られるので、統一性を持たせるべき。	（1）「政策」という言葉について。 前文に「積極的に政策提言（以下略）」、第3条第2項には「委員会は（中略）政策提案に努めなければならない」、そして第9条には「議会は（中略）政策形成・立案機能を高めるため（以下略）」とある。この条例での「政策」とは、①「提言」するものか「提案」するものか、②「形成」するものか「立案」するものか、条例の趣旨が伝わるように、表現をきちんと整理すべき。先進例のにならぬ、議会や会派として市長等に政策を求めることについては「政策提言」、それらの立案を「政策立案」と定義して揃えるべき。	調査を行い、課題を明らかにし、解決手法に落とし込む政策の形成過程を「政策立案」。議決機関として、具体的な議案提出と審議を行う行為を「政策提案」と定義して、条文を整理しました。
		（2）「市民の福祉」との表現について。 前文第1段落で「市民の福祉と利益の向上」、前文第3段落で「市民福祉の増進」、第1条で「市民の福祉と利益の向上」、第4条第3号で「市民全体の福祉向上」と統一が取れていない。憲法第12条等では「公共の福祉」としているから、それに対応して「市民の福祉」とすべき。また「増進」なのか「向上」なのかも揃えてはどうか。筆者は先進例にならぬ「市民の福祉の向上」とすべき。なお「利益」という単語も2回でてくるが、ここでいう「利益」の定義とは何か。それが定義するものが希薄なのであれば、憲法第12条等の表現にならぬ「市民の福祉の向上」で十分である。	ご指摘のとおり、前文と第1条および第4条で「向上」と「増進」2つの表現が使われています。本条例では、現在の市民の利益と福祉をさらに手厚く支援するという意味ですので「増進」の表現で揃えることにしました。
		（3）「討論」と「討議」について。第2条第2号「自由な討論の場」、第6条第2項及び第8条は全てが「自由な討議」となっているが、議会における「討論」であれば、本会議における「賛成討論」「反対討論」のように、幅の狭い意味に捉えられるのではないかと。条例の趣旨を考えれば、議会とは最終的に何らかの結論を出す場であるので、日本語の意味を考えれば「討議」で揃えるべき。	本会議や委員会の場における議事として行われる議員間での議論を「討議」、会議外を含めた広い意味での議論を「討論」として、討議＜討論ととらえています。原案のとおりとしました。
		（4）前文第3段落に「公正性と透明性を確保」、第2条第1号に「公正性、透明性及び信頼性を確保」と表記が揃っていない箇所があるので、後者に揃えるべき。	前文は語調を優先して「信頼性」が省かれていますが、信頼性の理念は含まれているものです。原案のとおりとしました。
		（5）前文第1段落のみに「住民」との表記があるが、統一性を持たせるのであれば、他の部分と同じく「市民」が良い。	前文第1段落は地方自治の精神として一般的に「住民」と表記されているものです。その他については「市民」と表現しているため、原案のとおりとしました。
		（1）第2条、第4条とも長い修飾がついた文が多い。原則の規定なのに各号の修飾が長いものは、文の内容が読みとりづらくなる。要素ごとに分けられるところは、分割した方が良い。	第2条第1項各号の要諦は、第1号・市民に開かれた議会運営、第2号・議会ルールの継続的な見直し、第3号・積極的な議会運営となりますが、それらを修飾・説明する文言も逐条解説ではなく本文に入れるべきとされた議論を踏まえて、こうした表現としました。第4条も同様の考えです。

No.	ご意見の要旨	ご意見の具体的な内容	市の考え方（修正部分は赤字で表記）
3	第2章等に規定する活動原則等については、その盛り込むべき内容及びその表現について、考慮が必要。	<p>(2) 前文第2段落における「見附市の代表機関」という表現は、地方自治法に照らし違和感がある。その理由としては、地方自治法第147条において記載のとおり、市を統轄し代表するのは市長である。ゆえに、「見附市の代表機関を構成し」の部分修正し「市民の選挙により選出された議員で構成される合議制の議決機関として」とすべき。また、その同じ文にある「二元代表制の下」「それぞれの特性を生かして」と修飾が多すぎ、文の意味をわかりづらいものになっている。これらは削除すべき。さらに「<u>市民から選ばれた見附市長</u>」とあるが、市町村長は公職選挙法第10条の規定によれば、その市の住民でなくても就任資格があるのだから、下線部のような表現では市民の中から市長を選ぶのが必須であると誤読されるおそれがある。よって、「市民の選挙により選出された見附市長」とすれば、誤読はないのではないか。</p>	<p>地方自治では、ともに市民の代表である市長と市議会議員がお互い対等の立場で議論し、市の発展を目指す二元代表制となっており、どちらも市の代表機関です。また、「市民から選ばれた見附市長」についてですが、確かに選挙で選出されるのですが、選挙を強調しなくても文面から市民が代表として選出したことが容易に推察されるため、原案のとおりとしました。</p>
		<p>(3) 第2条第1項第1号にも「市民のための代表機関であること」という用語があるが、前号記載のことと同様の理由から「市民を代表する合議制の議決機関である」とすべき。</p>	<p>市議会は、二元代表制での代表機関の一つであることから、原案のとおりとしました。</p>
		<p>(4) 同じ第1号に「<u>市民参加を推進する議会運営</u>を行うこと」とあるが、実際の議会の本会議や委員会などで市民が参加できるのは、例えば請願などの趣旨を直接説明する機会を与えられたときか、会議規則や委員会条例で定めのある公述人や参考人などといった、限られたものでしかない。ゆえに、下線部は実態と合わないため削除すべき。</p>	<p>見附市議会では、本会議や常任委員会のほかに、市民と議会とが意見交換を行う「意見交換会運営委員会」を組織し、地域・団体の意見を聞く機会を設けて、市民参加を呼び掛けています。今後も継続して行っていきますので、原案のとおりとしました。</p>
		<p>5) 第2条第1項第2号「議会が議員、市長、市民等の自由な討論の場」と記載されているが、前述したように議会において一般の市民が「自由に討論」できるシステムとはされていない。また地方自治法の記載を見る限り、議会とは議決機関なのであるから、市長等からの提案を受けて審議し、その賛否を議決するのが、同法が本来定めるシステムなのではないか。ゆえに、この記載は「議会が議員及び市長等との討議の場」とすべき。</p>	<p>市民が直接に議事に参加する場面は限られていますが、議員が市民の意見を背負い、代表して、間接的に反映していくという意思を表した表現です。原案のとおりとしました。</p>
		<p>(6) 同じく第2号では「この条例に規定するもののほか(略)議会関係条例等の見直しを行うこと」とされているが、議会関係条例の見直しのほかに「何を行う」のかが明確でない。「この条例に規定するもの」は何を意味するのだろうか。こう書くくらいなら、むしろ「自由かつ達な議論を行うこと」などと、議会でなされるべき行為を明示すべき。</p>	<p>第2条第1項第2号では、議員、市長、市民が自由に討議できるように必要な見直しについて本条例に定めるもののほか、必要な項目を具体的に表したものです。原案のとおりとしました。</p>
		<p>(7) 同じく第2号では後段に「議会関係条例等の継続的見直し」が書かれているが、これは手段であって目的ではない。これを書くのであれば、原則を書く第2章ではなく、「議会関係条例の見直し」について記載される第7章で書くべき事柄。また、それを書くこととしてどのようにそれを担保するかの記載がないので、その検討組織を必要に応じて議会に設置する旨の規定が必要なのではないか。具体的には、第23条（見直し手続）の第2項に設けてはどうか。</p>	<p>「議会関係条例等の継続的見直し」は確かに手段や通過点にすぎませんが、特に重要な手段であるため、本条に掲げることとなりました。 検討組織の設置の必要性等については、条例に必記すべき話題ではないため、今後、議会で議論をしていきます。 原案のとおりとしました。</p>
		<p>(8) 第2条第1項第3号では前段に「傍聴意欲と関心」と書かれているが、「傍聴意欲」とは「関心」の結果として起きるものであり、日本語として並列の関係ではなからう。また後段に「傍聴者に議案審査資料の提供を行う等」が書かれているが、これは手段であって目的ではない。これらを書くのであれば、原則を記載する第2章ではなく、第4章で書くべき事柄。よって、下線部を削除し「傍聴資料の提供」については、第13条3項でその旨を書くべき。</p>	<p>「傍聴意欲」は、号の要諦を修飾・説明する文言として置いたものなので、現表現は適当と考えます。原案のとおりとしました。</p>

No.	ご意見の要旨	ご意見の具体的な内容	市の考え方（修正部分は赤字で表記）
		(9) 第3条の「委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない」という表現について「機動力を高める」という表現が指し示すものが不明確である。その前段に記載されていることから判断すれば「委員会等の適切な運営を行わなければならない」で十分である。	第3条の「機動力」とは、スピード感を持った対応ができること及びそのための体制を示します。通常の運営に加え、スピーディな議会運営に努めるため、機動力という表現にしました。原案のとおりとしました。
		(10) 第3条の条文見出しが（委員会）だが、活動原則について規定する本章の趣旨からすれば、（委員会の活動原則）が適当。	第3条の条文見出しをより具体的な表現とするため、ご指摘のとおり、「委員会の活動原則」に改めました。
		(11) 第3条第2項に「委員会は、その専門性を十分に活用し」との表現があるが、広辞苑によれば「専門」とは「一つのことに限って専ら従事すること。またその学科・事項」とされているから、幅広い議論を行う議員の活動に、この単語を使用するのは違和感がある。よって、「委員会は、その所管する事項に関する知見を十分に活用し」などとした方が、表現として適切である。	第3条第2項の「専門性」とは、まさに「その所管する事項に関する知見」を表す言葉として、委員の「専門」という文言を選んだものです。原案のとおりとしました。
		(12) 第4条第2号及び第3号「課題別及び地域別等の市民の意見」を聞くことあるのに「特定の団体及び地域の代表にとどまらず市民全体」のため活動するとあるが、原則の規定なのにも関わらず、「市民」という言葉を修飾する語彙の方向性が正反対のように見え、統一性が取れていない。ゆえに、「あらゆる市民の」と表現を統一するほうが、議会基本条例で使う表現としては適当である。	市に寄せられるご意見・ご要望の多くは地域や団体からのものが多い状況です。第4条第2号及び第3号では、単に「市民」とするよりも、実態に即したのものとして、団体や地域といった具体的な表現を加えています。原案のとおりとしました。
		(13) 議員倫理の規定で独立した条文（第20条）については、本章の議員の活動原則に組み込んで良いのではないかと。	市議会では「見附市議会議員政治倫理条例」を制定し、議員としての高い倫理観と見識を持つことに注力しています。このことから第20条として独立した条文としました。原案のとおりとしました。
4	第4章に規定する議会の広報等の部分に関して、規定をより充実させた方が良い。	(1) 見附市議会では「議会だより」が発行されており、その最終ページを参照すると「議会だより編集委員会」と記載されているが、見附市例規類集（インターネットデータベース）を探したが、その位置付けがあるものを見つけられなかった。これについては議会基本条例で「議会広報委員会」として定めるべき。	「議会だより編集委員会」は、常任委員会ではありませんが、議長の諮問機関として議会だよりの編集・発行を行っており、順調な業務遂行を行っています。同委員会の位置付けを議会広報委員会とすること等に関しては今後必要に応じて対応すべきものと考えます。この度は原案のとおりとしました。
		(2) 先進例の市議会基本条例には「議会報告会」の規定があり、高い評価を受けているから、見附市でもこの規定を入れた方が良い。また、この条例案でも市民との意見交換会に関するものが第13条第5項で規定されているが、これについても議会広報委員会に所掌させれば良い。	議員による議論の結果、「議会報告会」の規定は不要とすることになりました。条例の理念を実現していく組織等については、見附市では、個別具体的な要綱等において定めていく方針でいます。今回は原案のとおりとしました。
5	第4章の条文については、内容についても技術的な面についても考慮が必要。	(1) 第13条は、各項に見出しをつけて、同じ条に別の目的のものを項として書いているが、条としてのまとまりが悪くなっている。条を分けて書くべき。それに伴い最初の項の見出しを修正し（情報公開の徹底）とすべき。	新たに条項を加え、情報公開と知見の活用及び意見の聴取に分けて表現することとしました。
		(2) 第13条第2項に「議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び議員協議会並びに会派代表者会議(中略)を会期中又は閉会中を問わず、原則公開とする」とある。会議の場は公開すると書いてあるが、会議録の情報公開に関しては規定がなく、実際に議会ホームページにある会議録には、議員協議会、会派代表者会議及び議事運営委員会に関するものが見当たらない。議会基本条例において記載された会議については、公の位置付けになる。仮にそういう位置付けにするのであれば、会議録を作成してこれを開示すべきであり、そのための規定を設けておく必要がある。	会議公開の原則は、会議の傍聴のみならず、当然に、会議録の公開にも及ぶものと解します。 逐条解説においてその部分を明確にします。
		(3) 同じ第13条第2項について「原則公開とする」とあるが、まず法令文なら「原則として」と表記すべきだろうし、原則があれば例外があるのだから、その規定を書きこむべき。（例：秘密会）	ご指摘のとおり「原則として」に表現を改めました。

No.	ご意見の要旨	ご意見の具体的な内容	市の考え方（修正部分は赤字で表記）
		（４）第13条第3項に「 <u>市民の専門的又は政策的知見</u> 」とあるが、参考人や公聴会などで呼ぶ人が「専門家」ということであれば、見附市民ではないこともあり得る。また「政策的」という単語が指し示すものも不明である。ゆえに、下線部は削除すべき。	検討の過程で、法制執務担当から「市民とあえて限定する意味はない」との助言を受け、最終的に「市民の」という文言を削りました。また、「政策的」とは、「実現すべき目標を実行可能な手段へと落とし込んだ具体策」といった意味を意図したものです。
6	6 前文及び第5章では議員に関するだけでなく、市長等の執行権に及ぶことまで、「議会基本条例」にて詳細に規定しすぎている。	（１）前文第2段落で「市の事務事業執行の機能を発揮するとともに」と書かれ、この文章の主語である「議会には」という言葉とともに、議会にも執行権があるかのように読める表現があるが、市の執行権は地方自治法第147条から149条に記載されているとおり、市長にある。その一方で、同法第96条において議会に与えている権限には、執行権に類するものは記載されていない。ゆえに、この表現は削除すべき。	「緊張関係を保ちながら、市の事務事業執行の機能が十分に発揮できるように」と修正し、誤読が生じない形とします。
		2) 第15条は、議会が市長に求める説明について詳細に列挙しすぎており、独任制の機関たる市長の権限を、議会基本条例によって狭めるおそれがある。この条例はあくまでも「議会基本条例」であるから、立法趣旨の違う条例において、市長の権限を狭めるのは適当ではない。仮に市長の権限について条例で縛りをつけるのであれば、先進市のように自治基本条例によるべき。よって、議会基本条例の条文については概括的に記載し、市長が提案する政策等の具体的な内容の是非については、議会での討議によるべき。	第15条は、市の施策や事業についての説明を市長に求める際の項目を具体的に表しています。現在もこれらの事項について質疑が行われている状況ですので、現状を踏まえ、説明項目を具体的に表しました。原案のとおりとしました。
		（３）第16条には「 <u>立案・執行における論点及び争点を明確にし</u> 」と記載されているが、いわゆる「PDCAサイクル」で言えば、立案した施策が施行され、予算等の執行がなされた後の決算審査について審議すべきは、“Check”すなわち「政策の評価」と、その後の“Action”すなわち「政策の改善」となるべき。よって、下線部は削除すべき。	「立案又は執行における」に修正し、決算だけでなく予算の場面も指した表現であることを明確にしました。
		（４）第14条第3項の、市長等の反問権の行使について「議員の質疑又は質問の趣旨確認するため反問することができる」としているが、先進市でも市長等の反問の幅を狭める規定はないところもある。ゆえに、「議員の質疑又は質問の趣旨確認のため」との記載は削除すべき。それが第14条で記載の「対等な緊張関係」にも資することになる。	市長等の反問権についてですが、会議では議員は質問、質疑を行い、市長等はそれらに答弁する立場にあります。見附市議会では、市長等が答弁に必要な事項を明確にし、的確な答弁ができるよう、質問、質疑の趣旨確認のための反問ができるよう決めました。原案のとおりとしました。
		（５）第14条第2項の「 <u>広く</u> 市政上の論点及び争点を、市民に対して明確にするため」とあるが、この「広く」が修飾する語句が明確ではなく、これを削除しても文の意味が変わることがほとんどない。ゆえに、下線部を削除すべき。	ここで述べる「広く」とは「市民に対して」を修飾する意味で使っています。より分かりやすい表現とするため以下のとおりとしました。 「 <u> </u> 市政上の論点及び争点を、 <u>広く</u> 市民に対して明確にするため」
7	第6章に関しては、引用する条例の趣旨と違う書き方となっており、修正が必要。	第17条において「政策立案又は提案を行うため、及び調査研究その他の活動に資するため交付された政務活動費の執行に当たっては、見附市議会政務活動費の交付に関する条例(中略)を遵守しなければならない」と記載があるが、その「見附市議会政務活動費の交付に関する条例」の第1条には「地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、見附市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と記載があり、当該条例の趣旨とは異なることが、この条文には書かれている。ゆえに、引用する条例にあわせてこれを修正すべき。	地方自治法第100条第14項には「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」という記述しかないため、調査活動の成果を「政策立案又は提案」という成果につなげる意思を明らかにする意味で、議会基本条例に記述を付加したものです。原案のとおりとしました。
8	本条例で使用する主な用語の定義は、条文において行うべき。	（１）用語の定義を前文で行っているものもあるが、定義の条文を作れば良い。多くの法律において主要な用語は第2条に「定義」の条文を置くのが通例であり、そのように整理するのがわかりやすい。	法令文の構成上、前文及び目的規定には、原則として用語や略称の定義は置かないとの指摘を受け、見直しを行います。
		（２）用語の定義の件に関しては、例えば「委員会」「委員会等」という用語の定義が、最初に登場する条文である第3条ではなされず、第13条になって「委員会等」の定義が出てくる構成になっており、とても読みづらい。これらの難点も「定義」の条文で整理しておけば解消できる。	ご指摘のとおり、第3条において委員会の定義を定めることとしました。

No.	ご意見の要旨	ご意見の具体的な内容	市の考え方（修正部分は赤字で表記）
9	文の意味が読み取りにくい表現については、修正を行うべき。	<p>（1）前文第1段落「（前略）行政運営を行う必要があり、地方議会の果たすべき役割は重要性を増している」とあるが、行政運営を行うのは市長その他の執行機関の役割であって、議会ではない。行政運営に際して、議会が「何か」を行うから、重要なのだという話なのではないか。そうであるならば「（前略）行政運営を行う必要がある。そのため地方公共団体の意思決定を行う地方議会の果たすべき役割は重要性を増している」などとすべき。また同じ段落「見附市民（中略）の利益と福祉の向上に努めなければならない。」とあるが、決意を示す表現が「努力義務規定」なのだろうか。この語尾は、例えば「（前略）福祉の向上を図る責務がある」などと「義務付け規定」にすべき。</p>	<p>市長が行政運営を行うことに際し、議会は議事機関としての役割を担っていることから、表現を以下のとおりとしました。</p> <p>「（前略）行政運営を行う必要があり、議事機関としての地方議会の果たすべき役割は重要性を増している」</p>
		<p>（2）前文第3段落「開かれた議会運営に努める使命」と書かれている部分があるが、法令では「努力規定」の語尾である「努める」の後に、「使命」（広辞苑によれば「自分に与えられた任務」）という単語が続くのは、日本語として違和感がある。よって「開かれた議会運営を行う使命」とする方が適切である。</p>	<p>ここでは、議会は市民に分かりやすい開かれた議会運営のために努力する旨を述べています。その努力義務を「使命」で表しました。原案のとおりとしました。</p>
		<p>（3）第6条の「会派」に関する規定の中に、「政策の立案、提言、決定等に際しては」という表現があるが、一つの会派が決められるのは、議会総体としてのものでなく、あくまでも自らの案なのだから、ここでは「自らの政策案」と書くべき。また「会派間」とあるが、会派の規定の中では議会総体として何かを決めるように見える表現は、違和感がある。よって、この条文では「自らの政策案の立案、決定及びその政策提言等に際しては」とし、「会派間」も「会派」とした方が良い。</p>	<p>第6条第2項では、会派としての政策立案や提案の合意形成について述べています。会派としての考えを他の会派と会派間で討議することで合意形成を図ろうとするものですので、原案の表現とします。</p>
		<p>（4）第15条の「議会審議及び政策水準を高めるため」という表現もわかりにくい。これでは「議会審議を高める」「政策水準を高める」ことになってしまい、その主語も判然としないので、文意が通じるようにすべきではなからうか。ただし第15条については前記に示した理由により全文修正が必要。</p>	<p>第15条は市長に対して政策や事業等の説明を求める際の事項を定めてものです。よりわかりやすい表現とするため、「議会審議を深め、政策の水準を高めるため」に修正し、文意を明確にしました。</p>
		10	細部の表現を改めた方が良いところがある。
<p>（2）前文第1段落の「日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき」は「日本国憲法第92条に定める地方自治の本旨に基づき」とした方が、引用元がよりわかりやすい表現となる。</p>	<p>前文では、地方自治が日本国憲法に定められていることを表現しており、具体的な条項までは前文としては表現しなくてよいと考えます。原案のとおりとしました。</p>		
<p>（3）前文第3段落の「更に」は、公用文等においては「さらに」とひらがな表記とすべき。また、「民意」と書いているが、第4条第2号では「市民の意見」とあり、同じような意味で使うのであれば「市民の意見」とする方が統一性が確保できる。</p>	<p>接続詞として用いる場合は、ひらがな表記の「さらに」とすべきなので、「さらに」に改めました。</p> <p>前文は、議員の間で交わされた議論を踏まえ、文章がつづられた部分なので、その意思を尊重し、「民意」のままとしました。</p>		
<p>（4）「又は」と接続すべきところを、「及び」としているものがいくつかあるので修正すべき。</p>	<p>第8条、第17条で「又は」に修正しました。</p>		
<p>（5）第22条で「議会を運営し、もって市民を代表する合議制の議決機関として」と書いているが、「もって」という接続詞を法令で使う場合、例えば、目的条の第1条において「手段」を書き、「直接の目的」を書いた後、最後にそれによって達すべき「大きな目的」を書くときに、「〇〇を図り、もって□□に寄与することを目的とする」などと書くときに用いるのが通例ではないか。（次の11（1）に実例を書く。）</p> <p>よって「議会を運営することにより、市民を代表する合議制の議決機関として」とした方が良い。</p>	<p>ご指摘のとおり、「議会を運営することにより、市民を」に修正しました。</p>		

No.	ご意見の要旨	ご意見の具体的な内容	市の考え方（修正部分は赤字で表記）
11	第1条については、書き方や用語の使い方に考慮が必要。	<p>(1) 通常法律の目的条文の構成は、まず法律の「対象」やその「手段」を書き、次にそれによって達成すべき「直接の目的」を書き、最後にそれによって達すべき「大きな目的」があれば、それを書くもの。</p> <p>(2) また「議会及び議員の活動の活性化と充実のため」とあるが、「充実」させるのなら、動詞を足して「充実させる」とするか、接尾辞をつけて「充実化」とする方が日本語として正しい。「充実」させることが「活性化」につながるならば、順序も逆である。</p> <p>(3) さらに「市民の利益と福祉の向上及び市政の発展を目的とする」とあるが、主語が「この条例」なので、この表現では条例の目的が「市民の利益と福祉の向上及び市政の発展」そのものになってしまう。よって、この語尾は「（前略）市政の発展に寄与することを目的とする」とすべき。</p> <p>(4) (2) (2) の再掲「市民の利益と福祉の向上」とあるが、ここでいう「利益」の定義とは何か。それが定義するものが希薄なのであれば、憲法第12条等の表現にならい、「市民の福祉の向上」で十分。</p>	<p>基本的に目的規定である第1条は、議員の間で交わされた議論を踏まえ、文章がつづられた部分なので、原案のとおりとしました。</p> <p>「充実」は、「充実化」と同様の動的意味合いを含んだ言葉ととらえ得ることから、原案のとおりとしました。</p> <p>目的規定では、「寄与することを目的とする」、「図ることを目的とする」といった表記が一般的ですが、議員の間で交わされた議論を踏まえつづられた部分なので、原案のとおりとしました。</p> <p>「福祉」という言葉で想起される範囲が、幸せや快適さである一方、「利益」は豊かさや権利保護の意味合いを踏まえて選ばれた言葉であり、原案のとおりとしました。</p>
		<p>(1) 第8条第1項「議長及び委員長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に、議会及び委員会を運営しなければならない」とあるが、見附市議会委員会条例によれば、委員会においては「議員」ではなく「委員」（常任委員、議会運営委員及び特別委員）と呼ばれる。また文の接続の表現も「及び」ではなく「又は」になる。ただし「議員又は委員」「議会又は委員会」とするよりも、項を改めて「委員会においてもこれを準用する」との規定で処理しても良い。</p> <p>(2) 第8条第2項の「議案等の審査及び採決に当たっては」とあるが、議案提出され議員が討議して採決をするまでを、まさに「審議」と言う。条文に書くとするならばその一語で十分。</p> <p>(3) また、同じ第2項に「自由な討議」が2回出てくるだけでなく、条文見出しにも「自由討議」とあるが、その定義は何か。市議会には会議規則があるから、その枠内で討議を行うべき。もしこの規定を抛り所に何かを変更したいのであれば、この条例案の附則において、他の条例・会議規則等でこれに抵触する規定を改正すると書くべき。この規定に関しては、先進市の議会基本条例でも単に「討議」だけである。ゆえにこれは単に「討議」とすべき。</p> <p>(4) 同じ第2項の「自己責任を尊重し」という日本語に違和感がある。「責任」に続く動詞は、通常は「取る」か「果たす」であるし、「自己責任である」という使い方はしても、尊重するなどという使い方はしない。もし、議員自身の考え方と言いたいのであれば、この部分は「議員個々の考えを尊重し」くらいで十分ではなかろうか。</p> <p>(5) 同じ第2項の「分かりやすい説明責任を果たさなければならない」との記載は、「分かりやすい説明責任を果たす」の意味が伝わりにくい。 「説明責任を果たすため、市民に対し分かりやすく説明を行うものとする」との表現に改めては。</p>	<p>確かに委員会においては委員と呼ばれるものですが、準用規定を設けるまでのものではないと判断し、「議長又は委員長は」と改めるのみとしました。</p> <p>「審議」における「審査及び採決」の過程に重要となる事項を示すものであるため、このような表現としています。原案のとおりとしました。</p> <p>「自由な討議」は議員の強い思いにより盛り込んだもので、会議規則を遵守しつつも、最後には、所属会派や先輩後輩などの配慮に縛られることなく、議論を尽くしていくという意思を表したものです。 自由が重複する箇所については、「自由な討議と自己責任を尊重し、議員相互間で討議」に修正しました。</p> <p>「自己責任を尊重し」の意味するところは、まさに「議員個々の考えを尊重し」であります。議員としていかなる主張をなすかは、自らの信念と責任に基づいて行うことであるから、主張が異なる場合であっても、相手議員を尊重しなければならない」とした議論のあったことを踏まえ、選択された言葉です。原案のとおりとします。</p> <p>「市民に分かりやすく説明する責任」と修正しました。</p>

No.	ご意見の要旨	ご意見の具体的な内容	市の考え方（修正部分は赤字で表記）
12	第3章の条文の規定については、その内容や用語の用い方に考慮が必要。	<p>(6) 同じ第2項の「討議をし尽くして」とあるが、日本語としては「する」+「尽くす」なので、あらゆることを全て討議する、結論が出るまで討議を続けるという趣旨と思われるが、実際には会期や発言時間という枠があるだろうから、最終的にはどこかの段階で討議を締め括り、採決により決定するのが、議会のシステムなのではないか。もしこの規定を抛り所に何かを変更したいのであれば、この条例案の附則において、他の条例・会議規則等でこれに抵触する規定を改正すると書くべき。そうではなく、現行の会議規則等を重視するのであれば「討議による」くらいの表現にとどめるべき。</p> <p>(7) 同じ第2項については、一文しかないのに句点で区切られる部分が多く読みづらい。後段について項を改める形にした方が読みやすい。</p> <p>(8) 第9条について「議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化するものとする」との規定となっており、法令においては「義務付け規定」の語尾となっているが、条文で列挙したもののうち、特に専門性が高い「法務機能」の強化のハードルは高いものと思われる。総務省の調べによれば、日本全国の市のうち人口5万人以下のものの議会事務局の配置人数は平均5人程度だとされているので、分野を絞って「義務付け」するのは、厳しいのではないか。よって、この規定については「議会事務局の機能を強化するものとする」と分野を限定しない概括的な書き方にするのが現実的ではなからうか。</p> <p>(9) 第10条第1項「この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする」と、法令における「努力義務規定」の語尾となっているが、前文において「この条例は、市民からの付託を受けた議員と議会の活動規範であり、議会の最高規範である」と書いているのだから、最高規範の理念を議員に浸透させることは、議会の議員に対する義務である。ゆえに、この規定は「義務付け規定」とすべき。</p> <p>(10) 第10条第2項に「広く各分野の専門家、市民等との議員研修会」と書いているが、「各分野」でさまざまな分野の専門家とわかるから「広く」は重なった修飾表現で不要と考える。また「との議員研修会」とするのではなく、議員の研さんのために他者から足を運んでもらうのだから「を招いた議員研修会」とする方が、表現として丁寧である。</p> <p>(11) 第10条第3項では「議員発議による条例制定に努めるなど、立法機能の発揮に努めるものとする」とあるが、①第10条の条文見出し（議員研修の機能強化）とは全く趣旨の違う規定であり、②「議員発議による条例制定」という手段が目的化しているように見えるだけでなく、③「努力規定」と「努力義務規定」が一文の中にあるので文の意味が読み取りにくい表現だ。ゆえに議員発議による条例制定については、条文を改めるとともに「必要に応じて議員発議による条例制定を行うなど」とし、表現を整えてはどうか。</p>	<p>現実的な制約のなかで、なお「討議をし尽くして」いく意思を表したものです。必要であれば、会議規則等は、今後具体的な議論を経て、この条例の理念に沿って順次書き換えられていきます。この度は原案のとおりとしました。</p> <p>「討議の課程及び結果について、市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない」とする部分は、項を改めることが検討されましたが、一続きの討議過程を表現するものと判断し、原案のとおりとしました。</p> <p>見附市議会においては、「法務機能の強化」は特に重要な課題とされています。困難を踏まえたと、取り組みへの強い意思を表したものです。原案のとおりとしました。</p> <p>議員間での議論を経て、「努めるものとする」とされたものです。原案のとおりとします。</p> <p>「各分野」は、「分野ごと」の意味しかもたないため、「広く」を置いたものです。「を招いた議員研修会」では、市民の間に積極的に飛び込んでいくという議員の意思を表し切れないため、このような表現としました。</p> <p>成果としての「立法機能の発揮」に資するために「議員研修の充実強化」を図るものです。「議員発議による条例制定」は、「立法機能の発揮」の様態の一つを例示したものです。原案のとおりとしました。</p>
13	第7章の条文の規定については、技術的に考慮が必要。	第18条及び第19条の規定は同じ表現の繰り返しであり、技術的に難があるだけでなく、それぞれの第1項には「誰が」と言う主語がキチンと書かれていない。条文の繰り返しをしないよう表現を工夫し、主語もキチンと書き込むべき。	主語を「議会は」とした上で、議員定数及び議員報酬の改正に関する事項を1つの条として書き表すこととしました。